

中小企業PCR検査補助金 募集要領

令和3年8月10日

令和3年8月19日字句修正

令和3年8月25日追記

【問合せ先】

中小企業PCR検査補助金事務局（コールセンター）

相談ダイヤル：0836-38-8531

メール：chusho@yamaguchi-pcr.jp

HP：https://yamaguchi-pcr.jp

山口県 中小PCR補助金

検索



留意事項

- 1 補助事業に係る経理事務は適正な執行が必要です。
補助事業に係る経理事務にあたっては、不正または虚偽による補助金の受給や、報告書等への虚偽の記載など、絶対に行わないでください。
補助金の受給後、不正受給や虚偽報告等と認められる場合は、補助金の返還や、更に厳しい対応や処分を行うことがあります。
- 2 重複での申請はできません。
同一の補助対象経費について、この補助金以外に、国や県などの補助金等を重複して受給することはできません。
既に、他の補助金等の申請や事業完了報告等を行った場合は、速やかに事務局に申し出てください。
- 3 提出書類は返却しません。
提出された書類は返却しませんので、写し等は各自で保存してください。
- 4 申請書類の作成には十分にご注意ください。
提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがありますので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- 5 関係書類は事業終了後5年間保存してください。
- 6 宣誓書・同意書の要件を確認し、署名又は記名の上、申請をお願いします。

本補助金は、多数の申請を想定しています。

円滑な補助金の交付を行う必要があるため、提出された書類や申請内容に**不備や記載漏れ等**がある場合、**原則、返送の上**、修正いただくこととしています。**十分にご確認の上、ご提出願います。**

1 趣 旨

中小企業者が従業員に対して自主的に行うPCR検査等（自費検査）について、その費用を補助し、コロナ禍における事業活動の継続を支援します。

2 補助対象者

次の要件を全て満たす者

- ① 県内に事業所を有する別紙1に掲げる中小企業者等であること。
(県外本社の法人、県外に住所のある個人で県内に事業所を有する者を含む。)
- ② 事業活動を行っており、今後も事業継続意思があること。

3 補助金額・補助率

1事業者当たり補助上限30万円（補助率1/2以内）

- ※補助上限に達するまで複数回申請が可能ですが、申請は月に1回までとします。
- ※複数店舗・事業所ごとの申請はできません。

4 申請手続きの概要

(1) 交付申請、実績報告及び補助金請求

- ① 受付期間 令和3年8月16日(月)～令和4年2月28日(月)【必着】
※申請総額が予算額に達した場合、申請受付を締め切ります。
- ② 必要書類
 - ・宣誓・同意書（第1号様式の1）
 - ・交付申請書兼実績報告書兼請求書（第1号様式の2）
 - ・補助対象経費内訳書（第1号様式の3）
 - ・領収書等の支払が確認できるものの写し
※別添の貼付台紙に添付の上、提出してください。
※領収書等は、宛名・支払日・検査種別(品名)・金額等が分かるものを添付してください。
 - ・申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
※振込先銀行、振込先支店、口座番号、振込先名義(フリガナ)がわかるもの
 - ・個人事業主の場合は本人確認書類(運転免許証等)の写し
※マイナンバーカードの写しは個人番号を隠すこと。
- ③ 申請方法 感染防止のため、原則として郵送又は電子申請
※簡易書留など追跡できる方法にしてください。
※電子申請の方法は事務局ホームページをご覧ください。

申請様式は事務局ホームページからダウンロードできます。

(2) 補助対象となる期間

令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月)

- ※受付開始日より前に受けた検査であっても、令和3年4月1日以降に発生した経費は対象となります。

5 補助対象となる経費

(1) 活用事例

- ・従業員が県外との往来や県外の方との商談後に任意で検査を行った場合
 - ・感染者と接触した従業員が濃厚接触者とはならなかったが、任意で検査を行った場合
 - ・近隣でクラスターが発生したので、念のため検査を行った場合 など
- この他にも、企業活動に伴う検査であれば対象です。

(2) 対象となる検査

- 自由診療として事業者が費用を負担した検査（自費検査）であり、核酸検出検査（PCR検査等）及び抗原検査（定性・定量）が対象です。
- 医療機関や検査機関での検査のほか、検査キットの購入も対象です。

【留意事項】

- ・行政検査や医療保険の適用が受けられる検査は対象外です。
- ・抗原検査キットを購入して職場で使用する場合、適切な手順に沿って使用されることが条件です。（※詳しくは厚生労働省ホームページの「職場における積極的な検査等の実施手順について」を確認してください。）
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>
- ・抗原検査キットのうち、ドラッグストアやインターネット等を通じて広告・販売されている、研究用と称する製品（研究用抗原検査キット）は対象外です。
- ・抗体検査についても対象外です。

(3) 補助対象経費

事業者が負担した検査費用、陰性証明書の発行料

※検体の移送料や検査キットの購入経費も対象です。

※消費税及び地方消費税は対象外です。

(4) 検査対象となる従業員等の範囲

県内に所在する事業所・店舗に勤務し、当該事業者の業務に従事する方（代表者、役員、非正規雇用、派遣社員を含む）が対象です。

※取引先の社員や従業員の家族などは対象外です。

注意事項

従業員が費用を自己負担している場合は対象外ですが、従業員が一時的に立て替えており、最終的に事業者が負担している場合、その負担額は対象となります。

ただし、領収書の宛名が従業員等である場合、①申請事業者の従業員等であり、②事業者が費用を負担している旨、領収書の貼付台紙へチェック等が必要です。

6 問合せ先（コールセンター）及び申請書の送付先

提出・問合せ先	郵便番号	住所	電話番号 (コールセンター)	メールアドレス
中小企業PCR 検査補助金事務局	755-0151	宇部市西岐波区 宇部臨空頭脳パーク 11 番	0836-38-8531	chusho@yamaguchi-pcr.jp

※申請に関して不明な点がある場合は、コールセンターまでご連絡ください。

7 申請から支払まで

(1) 申請から支払までの流れ

【申請者】 交付申請書兼実績報告書兼請求書（以下「申請書」という。）を
ダウンロード

【申請者】 申請書を作成

【申請者】 申請書、添付書類を郵送または電子申請で提出

書 類 審 査

交付決定・額の確定

支 払 い

(2) 備考

審査の結果、本補助金を交付する旨の決定をしたときは、後日、交付決定及び額の確定に係る通知を発送し、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を発送します。

8 検査結果が陽性の場合

(1) 医療機関・検査機関での検査

検査結果が陽性となり、医師の診断がある場合には保健所への届出がされ、必要な対応が行われますが、医師の診断がない場合はこうした対応に繋がらないため、医療機関又は提携医療機関を持つ検査機関での検査を推奨します。

医師の診断がない検査機関で検査し、陽性となった場合には、速やかに管轄の保健所に申し出るとともに、保健所の指示に従ってください。

(2) 抗原検査キットによる検査

「職場における積極的な検査等の実施手順について」に沿って、適切に対応してください。

別紙1 中小企業者等とは、以下のすべてを満たす事業者をいいます。

1 主として、次のいずれかの事業者であること。

事業者区分	資本金又は出資金 及び 常時使用する従業員数等
個人事業主	資本金の額又は出資の総額が十億円以下 又は 常時使用する従業員の数が二千人以下
会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）	
医業を主たる事業とする法人	
歯科医業を主たる事業とする法人	
社会福祉法人	常時使用する従業員の数が二千人以下
特定非営利活動法人	
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、商工会議所	—

中小企業PCR検査補助金

事業者区分	資本金又は出資金及び常時使用する従業員数等
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	<p>直接又は間接の構成員の三分の二以上が 資本金又は出資の総額が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の法人 又は 常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者</p>
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	<p>直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が 資本金又は出資の総額が三億円以下の法人 又は 常時三百人以下の従業員を使用する者</p>
酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	<p>直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が 資本金又は出資の総額が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の法人 又は 常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者</p>
内航海運組合、内航海運組合連合会	<p>直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が 資本金又は出資金が三億円以下の法人 又は 常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの。</p>
技術研究組合	<p>直接又は間接の構成員の三分の二以上が 中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第7号までに規定する中小企業者であるもの。</p>
一般社団法人	<p>直接又は間接の構成員の三分の二以上が 中小企業等経営強化法第2条第1項に掲げる中小企業者であること。</p>

2 次に掲げる者でないこと。

対象外事業者
国、法人税法別表第1に規定する公共法人
政治団体
宗教上の組織又は法人
風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」である事業者
暴力団対策法第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある事業者

3 個人の場合で、次のいずれかの項目に該当する者であること。

項目
作業場、事務所、店舗、償却資産（一般乗用車を除く）を有すること。
雇用者、専従者、外注費があること。
報酬の収入先が複数事業者からであること。
個人事業税を納付していること。

4 県税の滞納がないこと。

別紙2 日本産業分類の大分類「産業分類表」

申請書の「1 申請者に関する事項」のうち「産業分類」欄には、以下の記号及び業種を記入してください。

記号	業 種
A	農業、林業
B	漁業
C	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業
E	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業
H	運輸業、郵便業
I	卸売業、小売業
J	金融業、保険業
K	不動産業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
O	教育、学習支援業
P	医療、福祉
Q	複合サービス事業
R	サービス業（他に分類されないもの）
S	公務（他に分類されるものを除く）
T	分類不能の産業

【問合せ先】

中小企業PCR検査補助金事務局（コールセンター）

相談ダイヤル：0836-38-8531

メール：chusho@yamaguchi-pcr.jp

HP：<https://yamaguchi-pcr.jp>

山口県 中小PCR補助金

検索

